

北秋田市 認可地縁団体用 自治会 規約例（解説つき）

令和 5 年 改正

北秋田市生活課 地域推進係

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

【解説】規約の名称には特に制約はありませんが、通常は第2条に定める会の名を使います。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- ①区域内の住民相互の連絡及び親睦
- ②美化・清掃等区域内の環境の整備
- ③防犯・防災並びに生活環境の向上
- ④集会施設の維持管理
- ⑤保有資産の維持管理
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要なこと

【解説】「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。

上記を含めて、その自治会の目的に沿って必要な事項があれば自主的に定めて下さい。ただし、規約の改正は総会の議決を必要としますので、あまり細かく規定しないほうがよいでしょう。

（例） ①会員の親睦、研修、文化の向上

- ②保健衛生
- ③祭典、体育等の行事
- ④福利厚生
- ⑤生活環境の向上
- ⑥防火・防犯街路灯の管理 など

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇自治会（町内会）と称する。

【解説】この名称は町の名前や地域の名前に「町内会」「自治会」をつけるのが一般的です。

(区域)

第3条 本会の区域は、北秋田市△△△番地から□□□番地までの区域とする。

【解説】地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。「○○町の区域とする」でもよいです。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、秋田県北秋田市□□□番地（○○公民館）におく。

【解説】この表示は住所のみでもよく、上記のように建物の名称でもかまいません。「会長の自宅に置く」とした場合は会長の個人名はつけません。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

【解説】

- (1)従来、町内会への加入は世帯単位(1世帯1会員)で行われていたのが実情だと思われます。しかし、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位とします。この点が「第22条会員の表決権」や、別に定める必要がある「会費の額」などにも関係してきます。
- (2)加入希望者の年齢や性別、国籍を会員資格に加えることはできません。
- (3)区域に住所を有する法人や団体は、会員とはなれませんが、別途規定を設けることで表決権のない賛助会員とすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】会費の徴収単位や金額の具体的な定めはこの規約本文ではなく、総会の議決事項か、または別に定める細則に移すことが適当です。規約本文に定めると変更の際の手続きが煩雑になります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は会長に申し込むものとする。

2. 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

【解説】入会手続きは、入会希望者の入会の意思が町内会として確認できることが必要で、別途入会申込書を提出させるのも良いでしょう。また、入会に際しては、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、町内会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると客観的に認められる場合をいい、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

② 本人より退会届が会長に提出された場合

2. 会員が死亡しまたは失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(拋出金品の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

【解説】退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。会費未納が長期になる会員の資格取扱いなどは、必要により細則に定めますが、この場合は慎重な取扱が必要です。

第3章 役員

(役員の種別)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| ① 会 長 | 1 名 |
| ② 副会長 | 〇名 |
| ③ その他の役員 | 〇名 |
| ④ 会 計 | 〇名 |
| ⑤ 監 事 | 〇名 |

【解説】役員は、会長、副会長とともに役員会を構成します。「会計監査」では業務執行状況の監査が外れるため、「監事」とします。

(役員の選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2. 監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。

【解説】監事は会務の執行を監査する役職上、他の役員と兼務することは避ける必要があります。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 会計は、本会の会計事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- ② 会長、副会長及びその他の役員の業務の執行状況を監査すること。
- ③ 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- ④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】第10条で、必要に応じて役員を定めた場合、第12条で職務を明確にしておく必要があります。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】役員の任期は法律上特に規定は無く、自主的に定めていただくことができます。短くて1年、長くて4年程度にするのが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】「通常総会」の名称は、「定期総会」でもかまいません。認可地縁団体では、第15条の会員とは、個人を指します。しかしながら、多くの自治会では、従来、世帯単位で表決権をもつ運営がされています。第22条では、世帯単位で表決できる事項を定めています。

第16条の重要な事項の議決については、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の決定などがあります。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- ③ 第12条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。開催時期は決算終了後3ヶ月以内とし、事業報告及び決算報告を行います。

5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意しなければなりません。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】総会の招集通知は地方自治法の規定により、少なくとも5日前までにしなければなりません。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

【解説】「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることもできます。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】定足数、議決数には、第23条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。

「可否同数のときは、議長の決するところによる」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

(会員の表決権)

第22条 会員は総会において各々1個の表決権を有する。

2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- ①前年度の事業報告と決算
- ②新年度の事業計画と予算
- ③その他通常の事項

【解説】

- (1)表決権は、会員1人1票を原則とします。しかし、従来の自治会活動では、世帯単位で表決権を有する運営が行われていることが多いため、本条第2項のように1世帯1票と定めることができます。(世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。)
- (2)未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意または代理により行使することとなります。
- (3)「その他通常の事項」には、規約変更、財産処分、解散の議決など、団体の運営上重要な事項は該当しません。

(総会の書面表決)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時および場所
- ② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
- ④ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】定足数、議決数については、第23条第2項により書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を含めなければなりません。

また、総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために、議事録を作成する必要があります。議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請時に必要となります。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会の議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、役員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつときは、その請求のあつた日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項等を決定することが適当と考えられます。

監事は会務の執行を監査する職務上、役員会の構成員になることはできず、表決権はありませんが、会議に出席したり、事業に参加したりすることは可能です。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生ずる果実
- ⑤ その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】 財産目録は設立時及び毎年度初め3ヶ月以内に作成しなければなりません。

財産は、流動資産・固定資産を問わず全ての資産です。資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要します。処分のために総会の議決を要する資産については、予め決定しておく必要があります。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】通常総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に一回行うのが通例です。会計年度終了後から通常総会までの間の予算の執行は、実務上第34条第2項のように定めておくことが適当です。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】会計年度は、

「毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる」又は、

「毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」とするのが一般的です。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、北秋田市長の認可を受けなければ変更することができない。

【解説】規約の変更は総会の専権事項です。規約変更をする場合は、市役所の担当者に変更箇所の審査を受けたうえで、総会にご提出ください。また、総会で議決後、市役所担当者へ「規約変更認可申請書」をご提出ください。市長の認可を受けなければその効力を生じません。

なお、総会議決数の「4分の3以上」の定数を「2分の1以上」等に変更することは可能ですが、このような重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】解散事由は次のとおりです。

- ① 破産
- ② 認可の取り消し
- ③ 総会の決議
- ④ 構成員の欠乏

なお、これらの他に特別な解散事由を定めることも可能です。

第2項について、議決定数の趣旨は規約変更の場合と同様です。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】残余財産の営利団体への寄付、会員への分配は適当ではないので、このように定めておくことが適当です。

議決定数は変更可能です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 会長は、地方自治法第260条8の規定により、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(細則)

第42条 この規約の施行に関し必要な細則は、会長が別に定める。

2. 会長は細則を制定し又は改廃したときは、次の総会に報告しなければならない。

【解説】第41条の「特定の行為」(例えば、専門的な技術や業務、又は行政及び司法上の専門的な役割等)について、会長の職務に属する行為の代理を委任する場合、委任することについて総会の議決を経ることが適当です。第42条の細則は、規約で定める重要事項を除き、個別事項ごとに総会の議決を経る必要はありません。

附則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この規約の施行と同時に〇〇〇自治会規約は、廃止する。
- 3 この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 4 この会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。

【解説】附則第1項は、認可年月日から施行する場合があります。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第3項、第4項を定めることが適当です。

既存の町内会では、法人化に際して従来の規約を廃止する必要があるために第2号のような事項が附則に必要となります。

第1項は、「北秋田市長の認可の日から施行する」としてもかまいません。